

# 業務指示書

## ザンビア国コッパーベルト州病院整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月5日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以上の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。  
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療施設整備計画に係るB/D、O/D、D/D、SV

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：医療施設整備計画に係るB/D、O/D、D/D、SV
- 2) 対象国又は同類似地域：ザンビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 機材計画1／維持管理】

- 1) 類似業務の経験：医療施設整備計画に係るB/D、O/D、D/D、SV
- 2) 対象国又は同類似地域：ザンビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健医療計画】

- 1) 類似業務の経験：医療施設整備計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ザンビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月9日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査に係る再委託費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ZMW1 = 9.34571 円 , US\$1 = 113.029 円 , EUR1 = 132.176 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／建築計画  
機材計画1／維持管理  
保健医療計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.76 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月27日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

① コンサルタント等の法人としての経験・能力

② 業務の実施方針等

③ 業務従事予定者の経験・能力

④ 若手育成加点\*

⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ザンビア国コッパーベルト州病院整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/建築計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画1/維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 保健医療計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ザンビア共和国における保健セクターの状況は、乳児死亡率 21.4（出生 1,000 対、2015 年）、5 歳未満児死亡率 64（出生 1,000 対、2015 年）、妊産婦死亡率 224（出生 10 万対、2015 年）等保健指標の改善が課題となっている。係る背景の下、当国政府は「第 7 次国家開発計画 2017-2022」において、健康で生産性の高い人材づくりに貢献するため、保健サービスの強化とアクセスの向上を通じ、上述の保健指標を改善していくこととしている。

当国において、ヘルスセンター（正常分娩、予防接種、保健教育等の基礎保健サービス）は人口 2 万人～5 万人に 1 箇所、一次レベル病院（内科、外科、産婦人科、小児科等）は簡易な手術等の基礎的な医療を提供する病院として人口 8 万～20 万人に 1 箇所、二次レベル病院（内科、一般外科、小児科、産婦人科、歯科、精神科、集中治療等）は人口 20 万人～80 万人に 1 箇所設置を基準としており、国家保健戦略（National Health Strategic Plan 2017-2021）に基づいて、一次レベル病院を中心にその整備を進めている。特に都市部においては、急激な人口増、一次レベル病院の未整備により、二次、三次レベル病院が簡易な手術等に対応せざるを得ず、本来の機能を十分に果たせなくなっており、各レベルに応じた治療を可能とするリファラルシステムの構築が喫緊の課題である。係る状況を踏まえ、ザンビア政府は、JICA の無償資金協力「ルサカ郡病院整備計画」および「第二次ルサカ郡病院整備計画」によるルサカ郡の 5 箇所の一次レベル病院の整備を進めており、これによりルサカ市（人口約 210 万人）における一次レベル病院不足は解消されつつある。他方、国内第 2、第 3 の都市であるコッパーベルト州にあるキトウェ市（人口約 69 万人）及びンドラ市（約 55 万人）は、ルサカ市と同様に、基本的な保健サービスを提供するヘルスセンターは約 30 箇所ずつあるものの、一次及び二次レベルの公的医療機関が存在しない。両市が位置するキトウェ郡、ンドラ郡は銅産地を抱えるため人口が年間 2～3% ずつ増加しており、一次レベル病院を整備することが質の確保されたサービスを提供するために必要とされている。

このような背景のもとザンビア政府は、コッパーベルト州において一次レベル病院の施設建設及び機材整備を行うことにより、同地域のリファラル機能強化を図り、もって保健サービスのアクセス及び質の改善に寄与することを目的として、我が国に無償資金協力を要請した。コッパーベルト州において 2 箇所のヘルスセンターを一次レベル病院へアップグレードする「コッパーベルト州病院整備計画」（以下「本プロジェクト」という。）は、第 7 次国家開発計画で掲げられた「質の確保された保健サービスへのアクセス」を実現するための具体的な施策として位置付けられている。なお、ザンビア側から一次レベル病院へのアップグレード対象として、キトウェ郡及びンドラ郡のヘルスセンター各 5 箇所の候補地が挙げられている。

「コッパーベルト州病院整備計画協力準備調査」（以下「本調査」という。）は、かかる要請内容の必要性、妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切なプロジェクト計画を策定し、概略設計を行い、概略プロジェクト費の積算を行うことを目的として実施する。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト目標：

コッパーベルト州において、キトウェ群及びンドラ群のヘルスセンター計2箇所を一次レベル病院へアップグレードし、コッパーベルト州の保健サービスへのアクセス向上を図り、もってコッパーベルト州の住民の健康増進に寄与する。

(2) プロジェクトの成果：

ザンビア政府が挙げているコッパーベルト州キトウェ群及びンドラ群のアップグレード対象保健センター10箇所の内、2カ所の施設改修・増築及び機材の調達により、一次レベル病院が整備される。

(3) 対象地域（サイト）：

コッパーベルト州キトウェ郡、ンドラ郡

(4) 要請内容

- ① 標準病院施設仕様に則った一次レベル病院施設整備。（外来棟、成人病棟、手術室、アドミニストレーション棟、術後病棟、外科病棟、検査室、医療画像室、リハビリテーション施設、廃棄システム等）。なお、対象の病院施設の敷地面積は約200m×100m程、病院規模は現地にて確認する必要があるが、第二次ルサカ郡病院整備計画の際は、現地調査結果から40床を基準として設計を行った。
- ② 標準病院医療機材・設備リストに則った機材調達
- ③ コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネント（機材操作、維持管理のための研修が想定されるが、協力準備調査にて確認する。）

(5) 関係官庁・機関

主管官庁：保健省

(Ministry of Health)

実施機関：保健省 政策計画局 (Department of Policy and Planning)

コッパーベルト州保健局 (Copperbelt Provincial Health Office)

キトウェ郡保健局 (Kitwe District Health Office)

ンドラ郡保健局 (Ndola District Health Office)

(6) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

① 無償資金協力

ア) ザンビア大学付属教育病院医療機材整備計画 (2009年 G/A)

イ) ルサカ郡病院整備計画 (2013年 G/A)

ルサカ郡マテロ及びチレンジェの2箇所のヘルスセンターを一次レベル病院にアップグレード。2016年8月に完工、供用開始。

ウ) 第二次ルサカ郡病院整備計画 (2017年 G/A)

ルサカ郡チパタ、カニヤマ、チャワマの3箇所のヘルスセンターを一次レベル病院にアップグレード。2020年完工予定。

② 技術協力プロジェクト

ア) 「保健投資支援プロジェクト」(2010年1月～2016年3月)

医療機関の建設・管理、医療資機材の購入・修繕等の保健投資に係る計画の立案と効率的な運用を行うための維持管理体制の整備を支援。

- イ) ユニバーサルヘルスカバレッジ達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト (2015年10月～2019年11月)  
基礎的保健サービスに係るリソース(予算、人材、医療資機材)の効率的・効果的な配分を目指し、既存の保健情報やオペレーショナル・リサーチ等のエビデンスに基づく保健政策・計画の策定を支援。
- ウ) 保健施設センサスに基づく保健投資計画能力強化プロジェクト (2016年12月～2018年12月)  
全国の公立医療施設の機材、ユーティリティの設置・稼働状況を把握するための全国保健施設センサスを実施し、国家保健投資計画の策定を支援。

### ③ 民間連携

- ア) 感染症対策塗料普及促進プロジェクト (2017年～2018年)

### ④ ボランティア派遣 (2017年9月時点)

コッパーベルト州：医療機器(ノーザン技術短期大学)、コミュニティ開発(ムポングエ)、家政生活改善(ムポングエ)、その他の地域：エイズ感染症対策、行政サービス(南部州)、家政生活改善、公衆衛生(中央州)

## 3. 業務の目的

一般プロジェクト無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適なプロジェクト内容・規模につき概略設計を行い、概略プロジェクト費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ザンビア政府から要請のあった「コッパーベルト州病院整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において当機構がザンビア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①協力対象範囲の設定に必要な情報収集、協議を行うための第1次現地調査、②概略設計の実施、準備調査報告書(案)の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第2次現地調査(概略設計、OD)、③準備調査報告書(案)を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第3次現地調査(概略設計ドラフト説明、DOD)の3回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。対象サイトの絞り込みについては、第1次現地調査で先方が準備している10箇所から、各州1箇所、計2箇所への絞り込みを行うこととする。

## (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力プロジェクトとして実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議する。

なお、特に以下の 2 つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

### ① 第 1・2 次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、第 1 次現地調査後には協力対象範囲について、第 2 次現地調査後には基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

### ② 第 3 次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

## (3) 調査時の留意事項

### ① 妥当性・要請内容の確認

ザンビア及びコッパーベルト州における開発計画、保健セクター計画の開発方針、開発課題、重点分野等、キトウェ郡、ンドラ郡の医療施設の概況（患者数、出産件数、外来患者数、手術件数、検査件数等）等を確認し、要請案件の無償資金協力としての妥当性を確認する。またザンビアが定める各医療施設基準や医療機材配置基準を確認し、レファラル体制強化における本計画の位置づけ及び求められる役割を確認し、計画に反映させる。

また、保健医療セクターの現状把握においては、コッパーベルト州の地域特性に起因する疾病の有無にも留意する。

### ② サイトの選定

第 1 次現地調査では、ザンビア側から一次レベル病院へのアップグレード対象として候補が挙げられている、キトウェ郡及びンドラ郡のヘルスセンターに対する国家予算および他ドナーによる支援計画、施設・機材の現状と課題、診療実績、運営維持管理状況（予算・人員・技術レベル等）、レファラル・カウンターレファラルの状況、サイト近辺での疾患の分布状況、敷地のキャパシティ、周辺インフラ状況、カバー人口、対象エリアにおける人口動態等を確認し、比較表を作成した上で、各候補地のサイト状況を整理する。さらに比較表をもとに施設・機材の優先順位付けを行い、協力対象サイトの絞り込みを行う。

また比較表作成の際には、選定された協力対象サイト以外の候補地についてもインフラ引き込み状況を含むサイト状況、病院整備を実施する上の課題を明確にし、必要な項目を整理した上で将来の案件形成、他ドナー資金若しくは自国資金による整備に役立つ資料を英文によりまとめる。

### ③ 土地所有権の確認

サイト選定の際には、候補サイトの土地所有権の確認および既存建物等の撤去または移設の必要性の有無を確認する。既存建物の撤去または移設にかかる先方手続きの詳細、すなわち、土地所有権の確認、必要な場合には用地確保及び非自発的住民移転等にかかる法制度、責任官庁、必要手続き・書類・時期・期間などについて



確認する。

#### ④ 施設計画・機材計画の確認

ザンビア保健省が基準とする一次レベル病院における標準図面、標準機材リストを参考に、既存施設・既存機材の状況、要請施設・機材の活用計画を確認し、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう設定を行う。

医療機材選定にあたっては保健省が定める一次レベル病院標準機材リストのみならず、病院全体のサービス提供内容、医療従事者の技術レベル及び消耗品およびスペアパーツ、試薬等の調達、保守管理サービスの利用を含む維持管理能力等を確認して機材を選定する。

なお、機材についてはソフトコンポーネントの必要性について確認する。必要と判断された場合は、技術協力プロジェクト「保健投資支援プロジェクト」（2010年1月～2016年3月）の成果、及び「ルサカ郡病院整備計画」（2013年～2016年）のソフトコンポーネントの成果を確認し、本プロジェクトとの連携による相乗効果発現に留意の上、その結果を概略設計に反映させる。

#### ⑤ 施工・調達計画の確認

施工計画については、現地事情に見合った適切な規模の計画とするとともに、調査の過程においては施設建設の入札不調を防止するために事前にゼネコン等への情報共有を行う。施設の設計や機材（特に、高度あるいは精密な医療機材等）の選定においては、ザンビア国内における基準、同機材の使用有無、現地代理店や保守契約の条件、必要となる試薬品等の調達方法を十分に確認し、施設・機材の設計・選定及び全体工程の検討を行う。さらに施工に使用する資材等が可能な限りザンビア国内で調達できるレベルのものを考慮し選定を行う。

#### ⑥ 人材配置計画の確認

第一次レベル病院の機能維持のためには外科医、麻酔科医、機材管理担当者などの専門的な保健人材の配置が不可欠である。ザンビアでは保健人材不足が大きな課題とされており、保健省は2017年8月に、今後5年間で33,000人の保健人材を採用（2017年度分はすでに8,000人をリクルート済）すると発表しているが、ザンビアの上位計画及び州レベル、郡レベルの保健計画における整備対象一次レベル病院への人材配置計画、予算計画を確認する。

#### ⑦ 保守契約付帯（機材の維持管理計画の確認）

保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

#### ⑧ 他ドナーとの連携可能性等の確認

保健分野全般では、米国国際開発庁、スウェーデン国際開発協力庁、英国国際開発省、欧州連合、国連諸機関などが主要ドナーである。本調査においては、関連する他ドナーに本プロジェクトの説明をするとともに、効果的なレファラル体制の強化の実現に向けた重複の有無及び連携可能な協力内容を確認し、適切に協力範囲、規模を定める。

母子保健プログラムである MDGi（資金提供：EU、プログラム実施：UNICEF/UNFPA、実施期間：2013年5月～2018年5月）は、ルサカ州、コッパーベルト州の11郡において母子保健サービスの質とアクセス向上を目的とした支援を実施しており、医療施設の施設整備や機材供与、保健スタッフに対する研修を実施している。特にMDGiは2017年度にルサカ州とコッパーベルト州の二次及び三次レベル病院における妊産婦及び新生児の緊急受入体制を強化し、レファラルシステムの強化に注力する計画を立てていることから、MDGiとの連携可否、協力内容の重複の有無を確認する。

#### ⑨ 先行案件からの教訓の活用

過去の類似案件の効果の発現状況、施設・機材の利用・維持管理状況等について関連資料をレビューし、本調査にその教訓を反映させる。先行する「ルサカ郡病院整備計画」及び「第二次ルサカ郡病院整備計画」の施設の規模、機材の維持管理状況、各施設が提供しているサービス、協力内容の絞り込み基準、免税に関連した課題やプロセス等を、本調査における協力内容検討の参考とする。「ルサカ郡病院整備計画」において発生した課題等、先行案件の課題・教訓を把握・分析し、その結果を本調査内容へ反映させること。

#### ⑩ 技術協力プロジェクトとの協働

実施中の技術協力プロジェクト「保健施設センサスに基づく保健投資計画能力強化プロジェクト」では、全国の公立医療施設の機材、ユーティリティの設置・稼働状況を把握するための全国保健施設センサスを実施し、国家保健投資計画の策定を支援している。本調査においては同技術協力プロジェクトの専門家とも十分に情報共有、意見交換を行い、ザンビアの医療施設建設・機材整備における現状と課題を把握し、質の高い協力を実施できるよう留意する。

#### (4) アスベストを含有する資材に関する方針

施設建設の計画／工事にあたっては、アスベストを含有する資材の採用／調達を行わないことを基本方針とする。更に、同物質を含有する施設・資機材を解体・分解する際は、アスベストの飛散防止対策を行うことを基本方針とする。

#### (5) 日本の援助による病院建設に関わる指針

日本の援助による病院建設に関わる指針（配布資料参照）を参考に、予算、工期、先方の維持管理体制も踏まえつつ可能な範囲で日本の病院のコンセプトを取り入れることを調査段階で検討し、提案する。

#### (6) 税金情報の収集整理

無償資金協力プロジェクトでは免税が原則であるため、免税措置がどの機関によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税当）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該プロジェクト実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）に

ついて調査する。同国における過去の無償プロジェクト関係者にヒアリングを行い、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由及び対応策を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA ザンビア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA ザンビア事務所と協議し、既存情報の確認と情報アップデートを行う。調査終了時には収集した情報を取りまとめ、JICA ザンビア事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付する。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

ザンビアにおける保健投資計画に係る上位計画および方針、保健人材の計画・人材配置状況、医療施設の状況・課題を確認し、本プロジェクトの必要性・妥当性を整理する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である保健省政策計画局の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

### (5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の用地確保の状況、稼働中の要請施設の現状の確認、建設予定地の現況（敷地の形状、地質、地盤の状況、特殊土壌の有無、既存構造物の有無・配置状況等）、市内からのアクセス、自然条件等（仕様の詳細は別紙 1 参照）、パブリックユーティリティ（電気、上下水道、通信等）の敷設状況等について調査する。さらに、パブリックユーティリティの稼働・敷設状況を確認する。

なお、本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質、地盤調査、水質調査等）を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙 1 を参照のうえコンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、自然条件調査にかかる費用は別見積とする。

## (6) 環境社会配慮

本プロジェクトはザンビア国政府からの要請書に記載されていた情報に基づき、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布、以下、「ガイドライン」)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリ「C」に分類されている。ガイドラインに沿って、次の事項について調査する。

### 1) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

ア) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転等)に関連する法令や基準等(ガイドラインとの整合性を確認)とくに、住民・住居の移転に関してガイドラインに抵触しないか留意する。

イ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

### 2) プロジェクト・サイトの環境・社会状況(土地利用、自然環境、住民移転の必要性等)の確認

### 3) 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成

### 4) 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタリング計画の作成

## (7) 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど)

1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、財務力、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。

2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。

3) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格(輸送費及び保険料、近年の物価上昇率を含む。)、アフターセールスサービス等を考慮し、調達方法の検討を行う。

## (8) 施工計画調査

整地・インフラ引き込み等に関する先方負担事項の整理、先方負担工事に要する期間を考慮した適切な施工計画を策定する。また、関連法規に関して、当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、申請書類の内容、必要経費等を確認する。また、先行プロジェクトである「ルサカ郡病院整備計画」、「第二次ルサカ郡病院整備計画」の状況を確認し、パブリックユーティリティ、労働力確保にかかる最新状況と今後の見通しの確認をする。

## (9) 調達計画調査

機材計画調査要請機材の内容(種類、数量、仕様等)の確認、必要性・妥当性、優先順位を検討する。また、機材の運営・維持管理体制(人員・予算・技術レベル等)を確認する。

## (10) 施設計画調査

新設施設の要請内容(配置図、仕様、建設対象施設等)を確認する。必要に応じて代替案を作成する。

#### (11) 医療状況及び援助動向調査

対象サイトにおける保健医療分野に関する現状と課題と将来計画（各種保健指標の状況、医療施設の設置状況、保健医療ニーズ、予算措置、保健人材配置状況・配置計画等）と本プロジェクトとの関係性を再確認する。また、他ドナーの援助動向、本プロジェクトとの重複を確認する。

#### (12) プロジェクト内容の計画策定

第1次現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。第2次現地調査の帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象プロジェクトの計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力のプロジェクト費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材については入札に対応できる精度を確保する。

##### 1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画されるプロジェクト内容の基本計画を検討する。

##### 3) 概略設計図の策定

##### 4) 施工計画

ア. 施工方針

イ. 施工上の留意事項

ウ. 施工区分（先方負担工事との区分）

エ. 施工監理計画

オ. 品質管理計画

カ. 資機材等調達計画

キ. 実施工程

##### 5) 機材調達計画

ア. 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）

イ. 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）

ウ. 消耗品、スペアパーツ等の入手手段

エ. 配置場所

オ. 機材の輸送経路、通関手続き、保険

力、保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

(13) ソフトコンポーネントの必要性の有無と計画策定

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。

(14) 相手国側負担プロジェクトの概要確認

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

無償資金協力プロジェクトでは免税が原則であるため、免税措置がどの省庁・機関によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力としてプロジェクトを実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共にプロジェクト実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(15) プロジェクトの維持管理計画の確認

保健省並びに対象一次レベル病院が行う施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、維持管理費の概算及び維持管理上の留意事項を提言する。特に、医療器材のスペアパーツや消耗品類の入手方法については「ルサカ郡病院整備計画」の対象病院における機材管理状況を調査し、より効率的な維持管理方法を提案し機材計画に反映させる。

(16) プロジェクトの概略プロジェクト費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象プロジェクト」の概略プロジェクト費、及びプロジェクトの維持管理費の概略プロジェクト費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）、「同補完編（建築分野）」（2017年7月）、「同「機材編」」（2017年7月）、を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルを参照して積算を行う。

2) 概略プロジェクト費にかかるコスト縮減の検討

概略プロジェクト費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 機材の保守契約

積算にあたっては、保守契約を含めた場合の積算も検討する。

) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。予備的経費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略プロジェクト費に反映させる。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水等）

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

(17) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、

①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

(18) ジェンダー課題に関する調査

ジェンダー課題に関する情報を収集、ジェンダー格差の状況を把握する。また、施設計画に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(19) 安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本調査において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ザンビア国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

(20) 協力対象プロジェクト実施に当たっての留意事項

「協力対象プロジェクト」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(21) 想定されるプロジェクトリスクの検討

プロジェクト実施中、プロジェクト実施後に想定される各種リスクを検討する。

特にプロジェクト実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。プロジェクト実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

#### (22) 準備調査報告書 Part1・Part2（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。なお取りまとめる際には報告書を Part1・Part2 の二種類作成し、Part1 は第 1 次現地調査の終了後 1 カ月、Part2 は 2019 年 12 月頃に提出する。記載する内容はそれぞれ以下の通りとする。

準備調査報告書 Part1： 上記調査結果の内、第 1 次現地調査で得られた結果を取りまとめ、キトウェ郡及びンドラ郡の候補地各 5 カ所におけるインフラ引き込み状況を含むサイト状況、病院整備を実施する上の課題を明確にし、必要な項目を整理した上で将来の案件形成、他ドナー資金若しくは自国資金による整備に役立てる資料として、英文によりまとめる。

準備調査報告書 Part2： 上記調査結果の内、第 2 次現地調査、第 3 次現地調査及び国内作業によって得られた結果を和文・英文によりまとめる。

#### (23) プロジェクト概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業へプロジェクト概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、プロジェクト実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

#### (24) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をザンビア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略プロジェクト費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力プロジェクトの基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

#### (25) 準備調査報告書等の作成

ザンビア関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略プロジェクト費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書（案）
- 5) デジタル画像集
- 6) プロジェクト進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

### 7. 成果品等



調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(10)を成果品とする。CD-Rの提出が求められていないものに関しても、提出時に電子データを合わせて提出する。なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 2 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 2 部  
: 英文 2 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 1 部
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文 2 部  
: 英文 2 部
- (5) 概略プロジェクト費(無償)積算内訳書 : 和文 2 部  
(※コスト縮減検討資料、プロジェクト費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書 Part1・Part2 : 和文(製本版) 8 部ずつ及び CD-R1 枚  
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版) 17 部ずつ及び CD-R3 枚  
: 和文(簡易製本版) 3 部ずつ及び CD-R1 枚
- (8) 機材仕様書(案) : 英文 3 部  
: 和文 3 部
- (9) デジタル画像集 : CD-R2 枚(デジタル画像 40 枚程度)
- (10) プロジェクト進捗報告書(Project Monitoring Report) 初版 データ提出

注1) (1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5)概略プロジェクト費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力の係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月)改訂版」を参照することとする。

注3) (7)準備調査報告書(和文:製本版)には概略プロジェクト費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略プロジェクト費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画 (案)

2019年1月中旬頃より第1次現地調査を行い、国内で協力対象範囲について整理する。2019年3月中旬からの第2次現地調査において、概略設計の調査を行い、帰国後に国内解析を実施し、10月中旬までに概略プロジェクト費積算を行う（積算審査を含む）。2019年7月下旬に第3次現地調査（概略設計ドラフト説明）を実施することを想定する。2019年9月上旬頃までに概要資料、2019年11月下旬頃までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目 \ 時期	2018 12月	2019 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
(概略設計調査)												
事前準備	■											
第一次現地調査		■										
国内解析			□									
準備実施報告書 Part1				△								
第二次現地調査 (OD)				■								
国内解析					□	□	□	□	□			
概略設計ドラフト 説明(DOD)									■			
国内整理										□		
概略設計 概要資料提出											△	
最終報告書提出												▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 調査人月：約 19.69 M/M

##### (2) 業務従事者の構成 (案)

###### ① 分野構成

- (ア) 業務主任／建築計画 (2号)
- (イ) 建築設計／自然条件調査／環境社会配慮
- (ウ) 設備設計
- (エ) 施工計画／積算
- (オ) 機材計画 1／維持管理 (3号)
- (カ) 機材計画 2／積算

## (キ)保健医療計画 (3号)

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

- ② 第1次現地調査 : (ア)、(イ)、(キ)
- ③ 第2次現地調査 : (ア) ~ (キ)
- ④ 第3次現地調査 : (ア)、(イ)、(オ)

### (3) 通訳

なし

### 3. 参考資料

#### (1) 配布資料

- ・ 医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について(改訂版)(外部向け説明資料)
- ・ コッパーベルト州保健局、キトウェ郡保健局、ンドラ郡保健局によるプロポーザル

#### (2) 閲覧資料

以下の資料については JICA 図書館ポータルにて閲覧可能

- ① ザンビア国 ルサカ郡病院整備計画準備調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257776.html>
- ② ザンビア国 第二次ルサカ郡病院整備計画協力準備調査報告書(簡易製本版)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030104.html>
- ③ 基礎研究 開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用基礎研究報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12301891.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12301891.pdf)

### 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

#### (1) 第1次現地調査

- ① 団員構成 : 総括 (JICA)、計画管理 (JICA)
- ② 調査行程 : 約 19 日間
- ③ 目的 : 本プロジェクトの協力対象範囲・優先順位について先方実施機関との合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### (2) 第2次現地調査 (OD)

- ① 団員構成 : 総括 (JICA)、技術参与 (JICA)、計画管理 (JICA)
- ② 調査行程 : 約 8 日間
- ③ 目的 : 現地調査を通じて本プロジェクトの調査実施方法、協力内容について相手国関係機関との協議し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### (3) 第3次現地調査 (報告書案説明)

- ① 団員構成 : 総括 (JICA)、計画管理 (JICA)
- ② 調査行程 : 約 7 日間
- ③ 目的 : 準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している自然条件調査の以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。

- (1) 地形測量
- (2) 地質・地盤調査
- (3) 水質調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。また、自然条件調査に関しては、別見積とすること。なお、自然条件調査仕様書は別紙1のとおり。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力プロジェクトの実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2013年11月）の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### (5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAザンビア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

(別紙1) ザンビア国  
「コッパーベルト州病院整備計画」協力準備調査にかかる  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地質、水源、水質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等の内適切な調査を実施

成果品：測量図、既存構造物・地中埋設物の位置測量結果等

(2) 地質・地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力、建屋の位置、基礎形式を決定するための確認を行う。

内容：標準貫入試験、ボーリング、サウンディング試験、平板載荷試験等の内適切な調査を実施

成果品：地質・地盤調査報告書

(3) 水質調査

目的：保健施設・病院で使用可能な質・量であるかの確認を行う。

内容：ボーリング、水位、水質、透水試験、揚水試験等の内適切な調査を実施

成果品：水質調査報告書

3. 対象サイト

先方から提示のあった建設候補地

以上

(別紙2)

本案件は、本見積りに旅費（航空賃）を計上することとする。

なお、契約締結以降、以下の点につき、留意すること。

- (ア) 内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えなければ、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認する。
- (イ) 旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認める。打合簿で確認すること。
- (ウ) 変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認める。
- (エ) 精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理とし、経理処理ガイドラインに沿って行う。
- (オ) ただし、経理処理ガイドライン14頁の「(5) 契約履行期間中の留意事項」は適用対象外とする（現地購入等は可能だが、フライトクラスは変更不可）。そのため、見積りに関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮すること。
- (カ) なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第14条第5項第1号に規定する精算の適用除外となる。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算は不可とする。

以 上

